

平成 28 年 9 月 20 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

生命保険の代理店手数料の開示等について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくために、平成 28 年 10 月より生命保険の代理店手数料開示等の取り組みを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記**1. 保険代理店手数料の開示**

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約※¹）の代理店手数料について、各保険会社の同意を前提とした開示を実施します。代理店手数料は、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまにより多くの判断材料に基づいて商品をご選択いただくため、開示することといたしました。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

従来の販売時に一括して受け取っていた販売代理店手数料の受領方式を、「販売手数料※²」と「継続手数料※³」に分けた方式に、保険会社各社の同意を得られた商品より順次変更します。

以 上

※1 変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能付保険など、市場リスクを有する生命保険商品。

※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料。

※3 アフターフォロー等の対価として、保険契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料。